

男女共同参画 (Gender Equality) に関する政府の取組

国会で全会一致で可決・制定された「男女共同参画基本法」(1999年)に基づき、男女共同参画基本計画を策定し、総合的かつ計画的に施策を推進している。

- 1986年 4月 男女雇用機会均等法 施行
定年・退職・解雇に関わる女性差別の禁止
- 1997年12月 行政改革会議最終報告
男女共同参画会議の設置を決定
- 1999年 4月 男女雇用機会均等法 改正
募集・採用や配置・昇進に関わる女性差別の禁止、セクシュアル・ハラスメントへの事業主の配慮を義務づけ

- 1999年 6月 男女共同参画社会基本法 施行
- 2000年 6月 男女共同参画会議 設置
- 2000年12月 男女共同参画基本計画閣議決定
- 2005年12月 男女共同参画基本計画(第2次)閣議決定
- 2006年 6月 男女雇用機会均等法 改正
募集の際に身長を採用条件とするなどの間接差別の禁止



男女共同参画会議



大臣による男女共同参画研修会

男女共同参画社会基本法 (1999年6月23日公布・施行)

男女共同参画社会基本法は、全28条からなる。

第1章：総則（第1条～第12条） 第2章：男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条～第20条） 第3章：男女共同参画会議（第21条～第28条）

【5つの基本理念】

男女の人権の尊重（第3条）

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

家庭生活における活動と他の活動との両立（第6条）

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動ができるようにする必要があります。

国際的協調（第7条）

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組む必要があります。

【国、地方公共団体及び国民の責務】

- ・国は、施策を総合的に策定し、実施（第8条）
- ・地方公共団体は、地域の特性をいかした施策を展開（第9条）
- ・国民は男女共同参画社会づくりに協力（第10条）

第2次男女共同参画基本計画(2005年12月27日)

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が**少なくとも30%**になるよう期待し、各分野の取組を推進。
- ・各分野で**積極的改善措置**に自主的に取り組むことを奨励。

女性のチャレンジ支援

- ・チャレンジ支援策を推進し、情報の一元化や関係機関のネットワーク化によるワンストップ・サービス等を提供する環境を構築。
- ・一旦家庭に入った**女性の再チャレンジ**(再就職、起業等)支援策を充実。
- ・育児等を理由に退職した者の再就職先として正社員も含めて門戸が広がるよう企業の取組を促す。

男女雇用機会均等の推進

- ・**男女雇用機会均等法を改正**
(男女双方に対する差別の禁止、間接差別の禁止、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止、男性に対するセクシュアルハラスメントも対象とする等)

仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し

- ・**男性も含めた働き方の見直し**を大幅かつ具体的に推進。
- ・**短時間正社員**など質の高い多様な働き方を普及。公務員については、常勤の国家公務員に育児・介護のための**短時間勤務制度**を導入。
- ・短時間労働者への厚生年金の適用の在り方について検討。
- ・保育サービスの充実など、多様なライフスタイルに対応した**子育て支援策**の充実。

新たな分野への取組

- ・新たな取組を必要とする分野(**科学技術、防災**(災害復興を含む)、**地域おこし・まちづくり・観光、環境**)における男女共同参画を推進。
- ・女性研究者の採用等拡大、育児等との両立支援。
- ・男女のニーズの違いを考慮した防災対策。
- ・女性が参画した地域づくりの優良事例の普及。
- ・環境保全分野での女性の参画を拡大。

男女の性差に応じた的確な医療の推進

- ・医療関係者及び国民に男女の**性差医療**についての知識の普及を図る。

男性にとっての男女共同参画社会

- ・男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報活動を推進。

男女平等を推進する教育・学習の充実

- ・2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消。

女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・**被害者の保護や自立支援**等の施策の推進。
- ・**女性に対する暴力の予防**のための対策の推進。

あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画社会の実現を目指す。

平成19年度男女共同参画関係予算のポイント

2005年12月27日に猪口邦子男女共同参画担当大臣が策定した『第二次男女共同参画基本計画』に基づき、平成19年度の男女共同参画関係予算は次のように取りまとめられている。

なお、平成19年度の男女共同参画関係の予算総額は4兆6,971億円であり、前年度予算の4兆4,612億円と比較して、2,359億円（5.3%）の増となっている。

女性の再チャレンジ支援の推進

マザーズハローワークの機能強化、全国展開（19.7億円）

再チャレンジのための学習支援（5.3億円）

再チャレンジ女性の企業における活躍の場の拡大（4.9億円）

再チャレンジを目指す女性のための相談窓口の設置などの情報支援（0.9億円）

出産・育児等でいったん退職した女性の再就職や起業などの支援

仕事と生活の調和の推進

事業所内託児施設の設置と育児休業・短時間勤務等の両立支援制度の推進（111.9億円）

テレワーク共同利用型システムの実証実験（3億円）

長時間労働の抑制等の労働時間法制の見直し（2.2億円）

男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進事業（0.3億円）

【税制改正】
企業が設置する事業所内託児施設に対して、一定の要件に該当する場合に割増償却が可能。

働き方の見直しや仕事と家庭の両立支援の推進

妊娠・出産等に関する健康支援の推進

小児科・産科をチームで担う拠点病院の整備（5.8億円）

安心して安全に子どもを産めるよう支援

GEM (ジェンダー・エンパワメント指数) と HDI (人間開発指数) の国際比較

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測る GEM (ジェンダー・エンパワメント指数) をみると、日本は75か国中42位ときわめて低位であり、先進国中最下位である。一方、人々の生活の質や発展度合いを示す HDI (人間開発指数) をみると、日本は177ヶ国7位となっている。

GEM (Gender Empowerment Measure)

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。

国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合及び男女の推定所得を用いて算出する。

18位 シンガポール
19位 アルゼンチン
21位 コスタリカ
25位 リトアニア
33位 クロアチア
35位 タンザニア
39位 ペルー など

1	ノルウェー	0.932
2	スウェーデン	0.883
3	アイスランド	0.866
4	デンマーク	0.861
5	ベルギー	0.855
6	フィンランド	0.853
7	オランダ	0.844
8	オーストラリア	0.833
9	ドイツ	0.816
10	オーストリー	0.815
11	カナダ	0.810
12	米国	0.808
16	英国	0.755
24	イタリア	0.653
42	日本	0.557

HDI (Human Development Index)

人々の生活の質や発展度合いを測るもの。

平均寿命、教育水準(成人識字率と就学率)、国民所得を用いて算出する。

1	ノルウェー	0.965
2	アイスランド	0.960
3	オーストラリア	0.957
4	アイルランド	0.956
5	スウェーデン	0.951
6	カナダ	0.950
7	日本	0.949
8	米国	0.948
9	スイス	0.947
10	オランダ	0.947
16	フランス	0.942
17	イタリア	0.940
18	英国	0.940
21	ドイツ	0.932

企業の育児支援の取組の例

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

単に子育てしている社員だけを対象にしているのではなく、全ての社員が、労働時間の見直し等によって仕事と生活との調和を図る（個人の生活を充実させる）ことが、生産性の向上や企業の業績向上につながっていくという考え方に基づいた取組み。

(2) 育児休業等の休暇を取りやすくする取組

育児休業によって昇格が遅れたりすることがないように人事制度を導入することで、育児休業を取りやすくする、育児等に従事している社員を対象に在宅勤務を認める、子どもの看護休暇を取得できるようにするといった取組み。

(3) 年次休暇の利用促進の取組

休暇をとりやすくして、従業員の育児や介護などを支援することを狙いとして、労働基準法では2年間で消滅する「年次有給休暇」を独自に100日まで積み立てることができる制度を導入している例がある。

(4) 出産一時金などの祝い金の支給

第1子または第2子の誕生に対して50万円を支給、第3子以降では200万円という高額の一時金の支給や、入園、入学時の節目において50～70万円を支給する例などがある。

(5) 再雇用、パート労働者の処遇改善等

50歳までの女性を対象に、将来の正社員採用を前提にした契約社員制度を導入しており、主婦経験者の活用を進めている例がある。また、育児休業中の社員の仕事を、退職した元社員が職場復帰してカバーする「OB・OG登録制度」として、経験者を活用することで専門的な仕事にも効率よく対応できる取組みを進めている例もある。

(6) 事業所内託児所の設置

年度途中に入所可能であったり、インターネットカメラが設置されているなど、子どもを安心して預けられる環境を整えた託児所を設置している例がある。

各分野における女性の参画状況

各分野において女性の参画は着実に拡大しているものの、依然として女性割合は低く、一層の取組を進める必要がある。

衆議院議員・・・44人 / 480人、9.2% (2006年4月)

・1.9% (1952年10月) 43人、9.0% (2005年9月)
・188か国中、128位 (列国議会同盟HPより試算、2006年)

参議院議員・・・35人 / 242人、14.2% (2007年4月)

・6.0% (1953年4月) 13.6% (2004年7月)

国の審議会等における委員 30.9% (2005年)

・2.6% (1975年)
・2006年4月、男女共同参画推進本部において、新たな目標を決定。
〔委員：2020年までに男女いずれか一方が40%未満とならない。〕
2010年度末までに、女性委員が33.3%。
・都道府県：29.8%、市(区)町村：24.8% (2005年)

地方議会議員・・・・・・8.8% (2005年)

管理的職業従事者・・・10.1% (2005年)

・1.2% (1975年)
・都道府県議会：7.2%、市区議会：11.0%、町村議会：6.4% (2005年)

国家公務員管理職・・・1.7% (2005年)

・米国：42.1%、ドイツ：35.2%、スウェーデン：31.8% (2004年)

司法分野・・・裁判官：13.7%、弁護士：12.5%、検察官：9.5% (2005年)

・142人 / 8,456人
・米国：23.1% (2001年)、フランス：19.3% (2001年)、
ドイツ：9.5% (1998年)

研究者・・・・・・11.9% (2005年)

・裁判官：2.1%、弁護士：3.3%、検察官：1.0% (1977年)

医師国家試験合格者・・・33.7% (2005年)

・7.9% (1992年)
・フランス：27.5%、イギリス：26.0%、ドイツ：15.5% (2000年)

第1子の出産時に離職する女性の割合・・・67.4% (2001年)

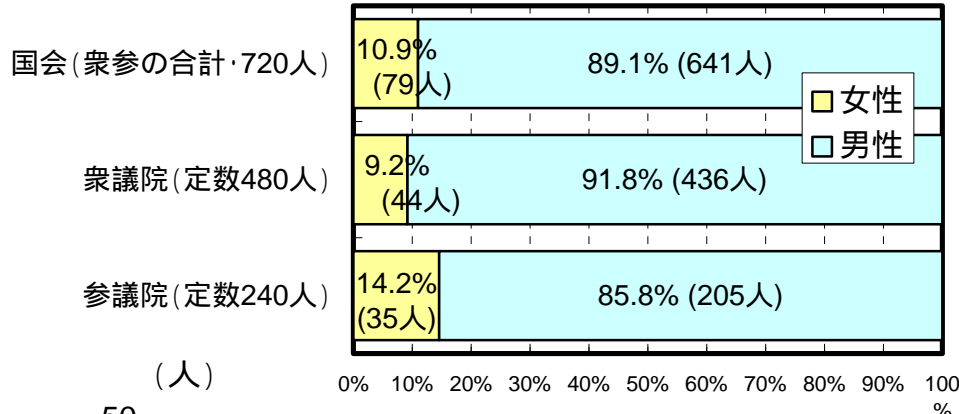
・19.2% (1991年)

政治分野における女性(国政)

国政における女性の割合をみると、国会全体で女性議員は10.9% (79人)、衆議院では9.2% (44人)、参議院では14.2% (35人) を占めている。

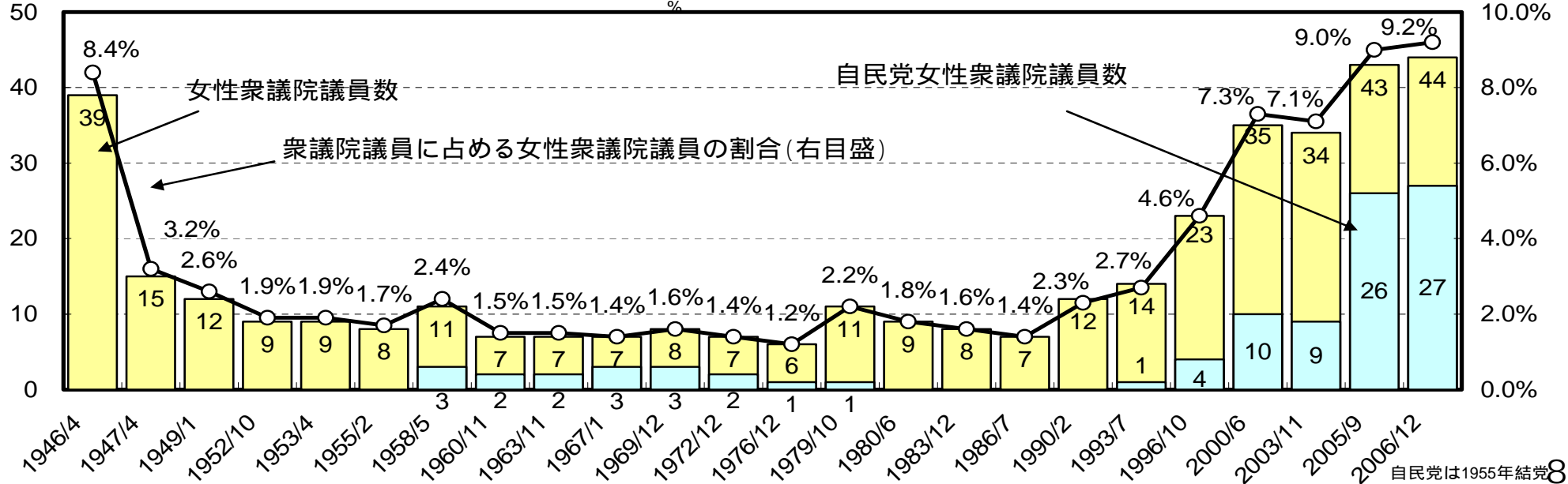
衆議院における女性議員の数をみると、2005年の9月に小泉純一郎総理大臣の元で行われた総選挙において、女性議員の割合・数ともに過去最大に達した。また、自民党の擁立した女性候補者は16人全員が当選し、女性議員数は26人と選挙前のおよそ3倍に達した。

国政における女性議員の割合



	衆議院	参議院	国会(合計)
自由民主党	27	13	40
民主党	9	11	20
公明党	4	5	9
共産党	2	3	5
社会民主党	2	1	3
その他	0	2	2

女性衆議院議員数の推移



政治分野における女性(2007年地方統一選)

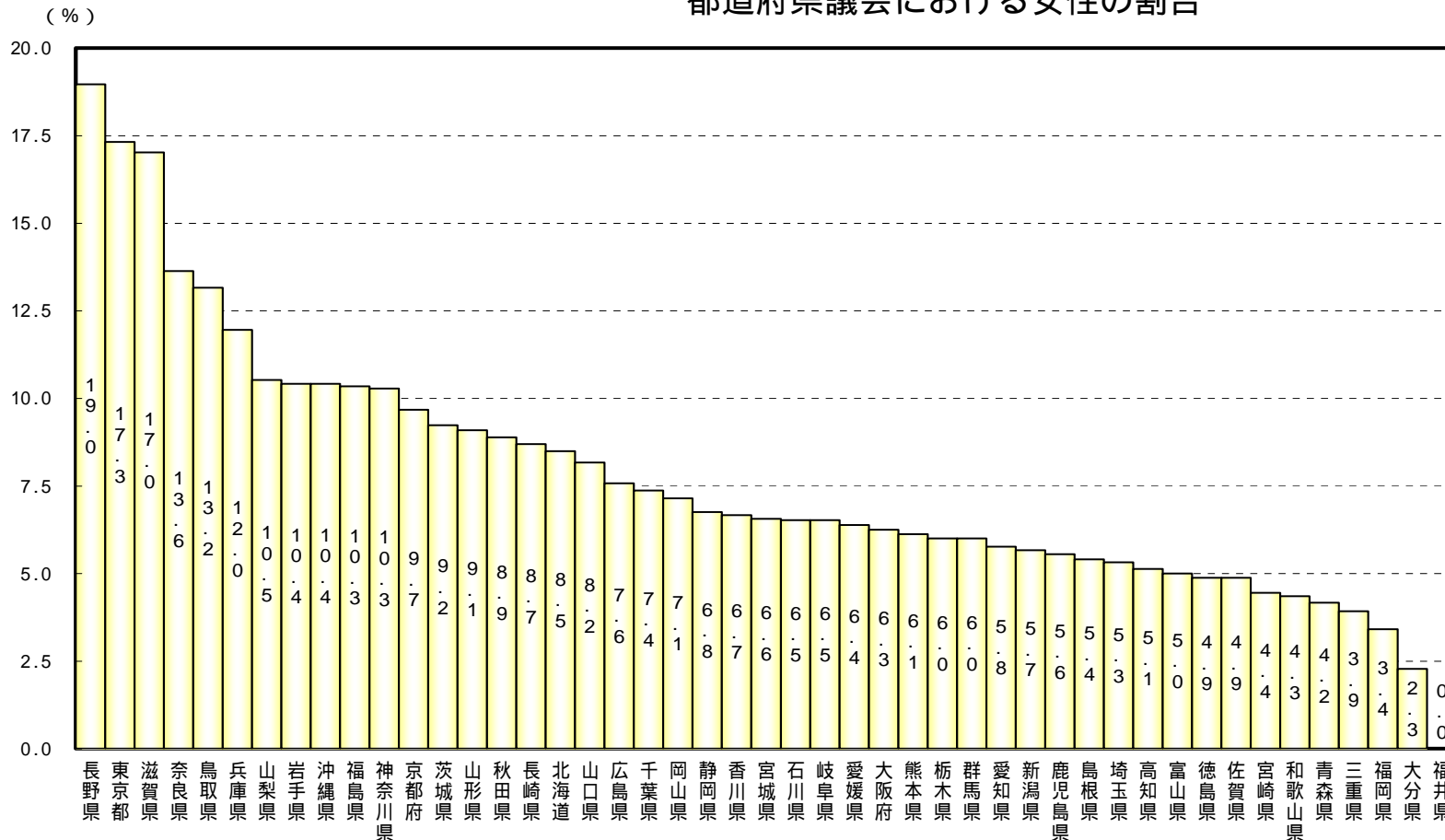
2007年4月に行われた統一地方選挙における44道府県議会の選挙では、367人(全体の9.7%)の女性が立候補し、197人(全体の7.5%)が当選した。今回誕生した女性議員は、割合・人数ともに過去最高を記録した。なお、女性議員の割合は長野県が19.0%(11人)で最も高く、福井県のみ0%(0人)であった。

今回選挙の行われなかった都県を含めると、女性都道府県議会議員は223人(全体の8.0%)となっている。

また、市議会議員選挙では1,125人(14.0%)、特別区議会選挙では215人(25.6%)、町村議会選挙では476人(8.4%)、首長選挙では知事が1人(北海道)、市長が3人(京都府木津川市、東京都三鷹市、神奈川県平塚市)の女性が当選している。

女性議員が増加した理由としては、子育てや少子化問題など生活に密着した課題が選挙の争点となり、女性が地方政界に進出する環境が整ったことが背景にある。

都道府県議会における女性の割合



	女性議員率	女性議員数	総議員数
長野県	19.0%	11	58
東京都	17.3%	22	127
滋賀県	17.0%	8	47
奈良県	13.6%	6	44
鳥取県	13.2%	5	38
兵庫県	12.0%	11	92
山梨県	10.5%	4	38
岩手県	10.4%	5	48
沖縄県	10.4%	5	48
福島県	10.3%	6	58
神奈川県	10.3%	11	107
京都府	9.7%	6	62
茨城県	9.2%	6	65
山形県	9.1%	4	44
秋田県	8.9%	4	45
長崎県	8.7%	4	46
北海道	8.5%	9	106
山口県	8.2%	4	49
広島県	7.6%	5	66
千葉県	7.4%	7	95
岡山県	7.1%	4	56
静岡県	6.8%	5	74
香川県	6.7%	3	45
宮城県	6.6%	4	61
石川県	6.5%	3	46
岐阜県	6.5%	3	46
愛媛県	6.4%	3	47
大阪府	6.3%	7	112
熊本県	6.1%	3	49
栃木県	6.0%	3	50
群馬県	6.0%	3	50
愛知県	5.8%	6	104
新潟県	5.7%	3	53
鹿児島県	5.6%	3	54
島根県	5.4%	2	37
埼玉県	5.3%	5	94
高知県	5.1%	2	39
富山県	5.0%	2	40
徳島県	4.9%	2	41
佐賀県	4.9%	2	41
宮崎県	4.4%	2	45
和歌山県	4.3%	2	46
青森県	4.2%	2	48
三重県	3.9%	2	51
福岡県	3.4%	3	88
大分県	2.3%	1	44
福井県	0.0%	0	40

沖縄県は2004年、東京都は2005年、茨城県は2006年選挙

東アジア男女共同参画担当大臣会合 (2006年6月30日、7月1日)

会議の概要

場 所：日本（東京）

参加国：東アジア 16 カ国・2 機関

議 長：猪口邦子 内閣府特命担当大臣
(少子化・男女共同参画)

会議の特徴

- (1)初の東アジア男女共同参画担当大臣会合。
- (2)呼びかけた全 16 カ国・2 国際機関のうち 14 の国・機関から大臣クラスが参加。
- (3)成果文書として、「東京閣僚共同コミュニケ」を全会一致で採択。
- (4)国連等主要国際機関にコミュニケを伝達する責務を議長国に託す。



中国，韓国，ASEAN 10 カ国（インドネシア，マレーシア，フィリピン，シンガポール，タイ，ブルネイ，ベトナム，ラオス，ミャンマー，カンボジア），オーストラリア，ニュージーランド，インド，日本，UNESCAP（国連アジア太平洋経済社会委員会），UNDP（国連開発計画）

東京閣僚共同コミュニケのポイント

- 東アジアのジェンダー平等・平和・開発の大きな進歩に向けた歴史的な一歩。
- ベストプラクティスの共有、ワーク・ライフ・バランスの重要性等に合意。
- 女性とジェンダーのための国内本部機構の強化、女性のあらゆるレベルでの意思決定過程への参画とリーダーシップの推進、ジェンダー統計、ジェンダー分析、ジェンダーに敏感な予算(gender-sensitive budgeting)に関する機能強化等の必要性に合意。
- 人身取引、女性に対する暴力、HIV/AIDS、自然災害等の域内の新たな課題へ協力して取り組む。
- ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントに向けた東アジア域内の連携が良い模範となり、国際社会に発信されるよう努力。
- 今回の会合の成功に促され、本閣僚会合の年次開催するプロセスの立ち上げを決定。
- 第2回会合をインド(2007年)、第3回会合を韓国(2008年)で開催することを決定。

東アジア男女共同参画担当大臣会合 (2006年6月30日、7月1日)

猪口邦子内閣府特命担当大臣は、議長を務め、成果文書として採択された「東京閣僚共同コミュニケ」を国連等主要国際機関にコミュニケを伝達する責務を託された。

